

日本医師会女性医師支援センター事業  
九州ブロック会議

# 福岡県の病児保育の現状と 女性医師支援の試みについて

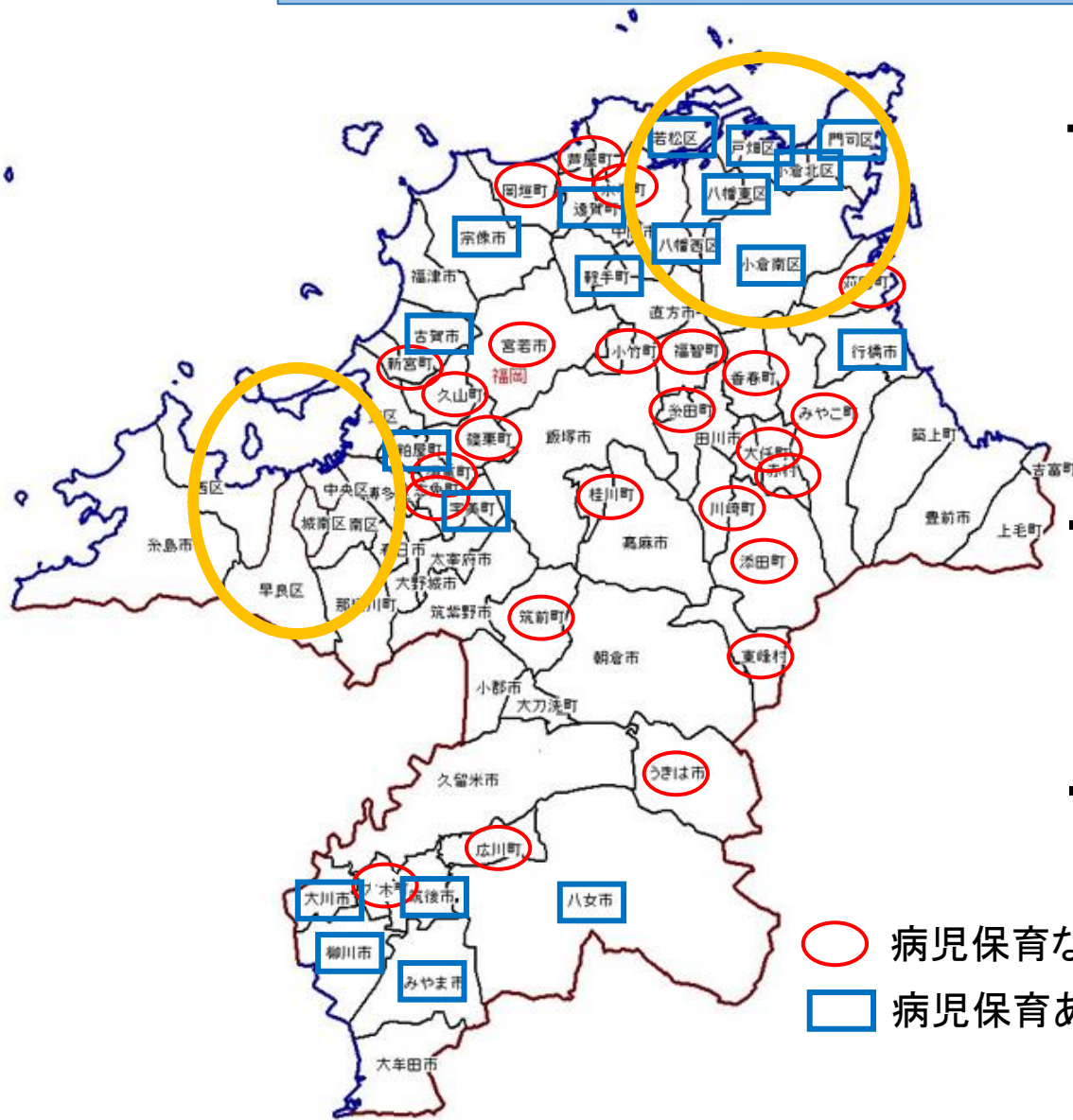


福岡県医師会理事

佐藤薫、香月きょう子、田中眞紀、一宮仁

# 福岡県の病児保育の現状

## ふくおか子ども・子育て応援総合プラン



・福岡県 平成30年度  
45/60市町村 **75施設**

量の見込み 109,608人  
提供体制(定員) 140,916人

・補助負担割合  
国、県、市町村 1/3ずつ  
利用者数で段階的加算

・2政令都市(全国20都市)

○ 病児保育なし 25市町村  
□ 病児保育あり、市外からの受入れ可

# 政令都市の病児保育の現状

都市名	病児・病後児 保育施設数	施設数 順位	病児・病後児 延利用者数	延利用者数 順位
札幌市	6	13位	2,294	17位
仙台市	6	13位	2,426	16位
さいたま市	9	8位	3,147	14位
千葉市	8	10位	6,512	12位
横浜市	26	2位	14,824	4位
川崎市	7	12位	8,040	9位
相模原市	3	19位	1,851	19位
新潟市	9	8位	12,224	7位
静岡市	3	19位	912	20位
浜松市	6	13位	2,520	15位

都市名	病児・病後児 保育施設数	施設数 順位	病児・病後児 延利用者数	延利用者数 順位
名古屋市	19	4位	17,454	2位
京都市	6	13位	4,055	13位
大阪市	33	1位	14,735	5位
堺市	5	18位	2,158	18位
神戸市	14	5位	14,556	6位
岡山市	6	13位	6,676	10位
広島市	14	5位	17,100	3位
<b>北九州市</b>	<b>12</b>	<b>7位</b>	<b>8,499</b>	<b>8位</b>
<b>福岡市</b>	<b>20</b>	<b>3位</b>	<b>29,631</b>	<b>1位</b>
熊本市	8	10位	6,561	11位

# 北九州市の病児保育の現状 平成29年度

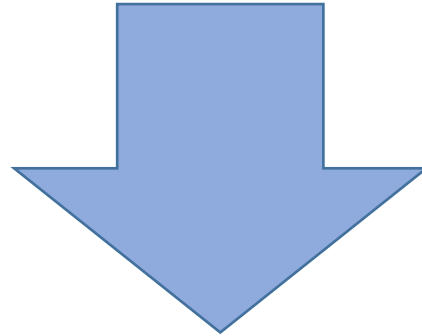
- 病児・病後児保育施設数 12施設 (7位)  
延利用者数 8,499人 (8位)
- 全施設診療所併設型
- 利用料金 1日1人 2,000円
  - 生活保護・市税非課税世帯 無料
  - 所得税非課税世帯 1,000円
  - 他の施設からは診断書必要 1,500円
- 市外の病児も受け入れ可能 ⇒ 逆はできていない
- 北九州市医師会との連携 病児保育施設の推薦・呼び掛け
- 保育所・幼稚園・小児科・子育て支援施設等にリーフレット設置  
ポスター掲示
- 全7区のうち子ども人口が多い八幡西区の施設数が不足  
→ 今後増やす予定

# 福岡市の病児保育の現状 平成29年度

- 病児・病後児保育施設数 20施設 (3位)  
延利用者数 29,631人 (1位)
- 全施設診療所併設型
- 利用料金 1日1人 2,000円  
生活保護・市税非課税世帯 無料  
所得税非課税世帯 1,000円
- 福岡市医師会、福岡地区小児科医会「丹々会」と連携  
全7区で3施設ずつ病児保育施設の推薦。無料の連絡票作成  
(城南区のみ2施設)
- 保育所・小児科にリーフレット設置、母子手帳の中にも広報を入れ  
対象に直接アピールする。

## 問題点・課題

- ・当日のキャンセル
- ・インフルエンザや感染症流行時に定員オーバーにより施設側の都合でキャンセル
- ・隔離室が足りない
  
- ・保育士の確保 常勤で任用しづらい、保育士給与改善策の適応外
- ・病児保育に対応する看護師数の不足
  
- ・経営の安定化 病児保育のみでは赤字、段階的な加算方法
  
- ・広域化 他の市町村からの受け入れが出来ない地域がある



県全体として広域化

医療機関間の連携・情報共有

国からの補助金額の引き上げ

# 福岡県基幹研修病院における病児保育

所在地	回答病院数 (41)	病児保育 あり(18)	外部からの 受入れ可能
福岡市	10	2(20%)	0
北九州市	12	3(25%)	0
上記以外 の地域	19	13(68%)	9

地域での  
対応可能

安心して勤務

地域の病児保育を担う？

パザパアンケート			
167病院	30病院(18%)	外部受入れ可能	17施設
41基幹研修病院	18病院(44%)	外部受入れ可能	9施設



# 福岡県女性医師サポートブック～Pas a pas～ 第3版の作成



- ・県内448病院へアンケート実施
- ・回答216病院のうち167病院掲載
- ・院長先生からの応援宣言

## 【支援内容】

- ・短時間正規雇用制度
- ・複数担当制
- ・産休・育休取得医師数
- ・当直免除・短時間勤務・時間外勤務免除
- ・院内保育
- ・病児・病後児保育・学童保育
- ・福岡県子育て応援宣言・介護応援宣言登録  
男女共同参画に関する表彰歴

など...



# 働く女性のための法制度

## 働く女性に関する法制度を 年表形式で紹介！

就職

●生理のため、就業が著しく困難なときは、休暇を請求して仕事をお休みすることができます。【労働基準法】

●重量物を取扱う業務と有害ガスを発散する場所における業務には就くことができません。【労働基準法】

●健康診査に必要な時間は、職場に申し出をすればとることができます。【男女雇用機会均等法】

★母子手帳の交付を受け、妊婦健診を受診しましょう！  
お住まいの市区町村に妊娠を届出て母子手帳を交付されると、**助成制度**が利用できます。



●もし、体調が悪くなったり、仕事がつらくなったりしたら…

- ①時間外労働・休日労働・深夜業の免除が請求できます。【労働基準法】
- ②業務の軽減を請求できます。【労働基準法】
- ③産婦人科の先生に**診断書**を書いてもらい、職場に提出をすると、診断書の指示事項を守ってもらうことができます。【男女雇用機会均等法】

**オススメ!**  
診断書よりも料金が安い  
産前産後産後産後産後産後  
産後産後産後産後産後産後  
産後産後産後産後産後産後  
※厚生労働省のホームページからダウンロードできます

指示事項には次のようなものがあります。【男女雇用機会均等法】

- ①通勤緩和 ②休憩に関する措置
- ③妊娠又は出産後の症状に対して、作業の制限、勤務時間の短縮及び休業等の措置

妊娠

産前休業開始

●出産予定日から6週間前(双子以上の場合は14週間前)から産前休業に入れます。【労働基準法】

協会けんぽに加入している場合、給料の3分の2が支給されます。→協会けんぽへ  
協会けんぽや厚生年金に加入している場合、産前・産後休業中の社会保険料の支払いが申し出により免除されます。→年金事務所へ



出産

産後休業開始

●出産した日の翌日から8週間は産後休業(産後6週間は就業が禁止されています)です。【労働基準法】

★子が出生して**15日以内**にお住まいの市区町村に申請すると、子が中学校を卒業するまで**児童手当**が支給されます。



- 育児休業を取得する人は、1か月前までに書面で職場に申し出をしなければなりません。  
パパも育児休業を取得することができます。【育児・介護休業法】
- 育児休業は赤ちゃんが1歳の誕生日の前日までなら希望する期間取得できます。  
パパとママがともに育児休業を取得する場合は、1歳2か月までの間で1年間(出生日以降の産前産後休業期間を含む)休業が可能です。(パパママ育児プラス)
- \*パパとママが交代で取得することもできますし、同時に取得することもできます。【育児・介護休業法】

育児休業開始

育児休業中は雇用保険から育児休業給付金が支給されることがあります。→ハローワークへ  
協会けんぽや厚生年金に加入している場合、申し出をすれば社会保険料の支払いが免除されます。→年金事務所へ



★子が出生してから**2年間**の間に勤務先又は市区町村に申請すると、**出産育児一時金**が受け取れます。

★保育園に入れないなどの場合には、赤ちゃんが**1歳6か月**になるまで育児休業を延長、それでも入れない場合は**2歳**になるまで延長することができます。【育児・介護休業法】

子どもが1歳まで

- 重量物を取扱う業務と有害ガスを発散する場所における業務には就くことができません。【労働基準法】
- 育児時間(1日30分×2回)を利用することができます。【労働基準法】
- 体調が悪い人は、時間外労働・休日労働・深夜業の免除が請求できます。【男女雇用機会均等法】【労働基準法】
- 産婦人科の先生に診断書を書いてもらい、職場に提出をすると、診断書の指示事項を守ってもらうことができます。

指示事項には次のようなものがあります。【男女雇用機会均等法】

- ①通勤緩和 ②休憩に関する措置
- ③妊娠又は出産後の症状に対して、作業の制限、勤務時間の短縮及び休業等の措置

●主治医の先生から指示されて健康診断に行くときは、職場に申し出れば時間が確保されます。【男女雇用機会均等法】

子どもが3歳まで

●短時間勤務制度(1日6時間)および残業免除制度を利用できます。【育児・介護休業法】



子どもが小学校就学まで

- 深夜に保育ができる同居家族がない場合は、深夜業(午後10時～午後5時)の制限を請求できます。【育児・介護休業法】
- 1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限を請求することができます。【育児・介護休業法】
- 子どもが熱を出したり、けがをしたり、または、予防接種や健康診断をするために看護休暇(子ども1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日)を利用できます。(パパも利用可能です)【育児・介護休業法】

介護のための両立支援制度

- 介護休業 介護のために仕事を休める制度です。休業開始の**2週間前**までに職場への申し出が必要です。**短時間勤務制度**の措置 短時間勤務などができる制度です。
- 介護休暇制度 介護などの必要がある日について仕事を休める制度です。対象家族が1人の場合は1年につき**5日**、2人以上の場合は**10日**取得できます。
- 法定外時間外労働の制限 残業時間に一定の制限を設ける制度です。
- 深夜業の制限 深夜(午後10時～午前5時)の就労を制限する制度です。
- 転勤の配慮 家族の介護をする従業員の転勤に一定の配慮を求める制度です。
- 不利益取扱いの禁止 上記制度を利用した従業員への不利益な取扱いを禁じる制度です。

## 介護に関する制度の 紹介！

# 病院内・地域女性医師交流会 (福岡県地域医療支援センター主催)

## 【目的】

同じ悩みを共有し相談できるネットワークを構築し、妊娠・出産等によりキャリア継続に不安を持つ女性医師の離職防止や就労継続意欲の向上につなげる。

## 【内容】

- ・ ロールモデルとなる女性医師によるキャリア形成や仕事と育児・介護の両立に関する経験談等の講演
- ・ 参加者同士による意見交換や情報交換

【実施】 10～20名、病院内で17:00から2時間程度、軽食を準備

### <開催済み>

- ・産業医科大学
- ・福岡東医療センター
- ・聖マリア病院

### <開催予定>

- ・済生会二日市病院 (医師会共催)
  - ・飯塚病院
  - ・九州医療センター
  - ・小倉医療センター
- など

ご清聴ありがとうございました

